

事務連絡

平成17年3月10日

社団法人日本自動車整備振興会連合会理事 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部

整備課 事業班長

軌陸車（鉄道保線用自動車）の車両総重量超過車両に係る指定工場における継続検査時の取り扱いについて

今般、別紙1のとおり西日本旅客鉄道(株)及び(株)小松製作所等の車両メーカーから、鉄道保線用自動車^(注1)に関する車両総重量超過の問題に関する情報があり、関係する機関により調査が進められております。

このため、平成17年3月8日より各運輸支局等においては、鉄道事業者及び同事業者から保線等に係る業務委託を受けた者（以下「鉄道事業者等」という。）が使用している鉄道保線用自動車の実態調査を実施しており、鉄道事業者等より車両重量測定申し出があった場合には車両重量の測定等を行っているところであります。なお、鉄道保線用自動車の重量測定については、鉄道事業者等の使用者からの申し込みにより、最寄りの運輸支局等において行うことができることとなっております。…別紙2参照

また、平成17年3月10日からは、鉄道保線用自動車に係る持ち込み継続検査の申請があった場合には、すべての自動車について重量測定等を実施し、自動車検査証と持ち込まれた自動車の状態に相違がないことを確認することとしております。…別紙3参照

つきましては、各指定自動車整備事業者においても、当分の間、鉄道保線用自動車に係る継続検査の依頼があった場合には、自動車検査証の車両重量と現車の車両重量が相違している可能性があることから、運輸支局等において車両重量等の確認を受けたもの^(注2)であることを確認したうえで指定整備の取り扱いを行うよう、貴会傘下会員の指定自動車整備事業者に対し周知方お願いいたします。

注1：鉄道保線用自動車とは車体形状が軌道兼用車、架線修理車、高所作業車で、かつ、鉄道と道路を兼用で走行できる構造の自動車

注2：国で確認したことを証する書面…別紙4参照

事 務 連 絡

平成17年3月10日

各地方運輸局自動車技術安全部

整備（整備・保安）課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車交通局技術安全部整備課事業班長

軌陸車（鉄道保線用自動車）の車両総重量超過車両に係る指定工場における継続検査時の取り扱いについて

標記について、別添のとおり社団法人日本自動車整備振興会連合会に対し連絡したので、各運輸支局等においても別紙〔様式例〕を指定整備取扱い窓口等に掲出し、指定自動車整備事業者に速やかに周知を図るようお願いします。

なお、別途送付される過少申告車両リストにおいて、指定整備扱いの継続検査を行った指定自動車整備事業者に対しては、運輸支局から直接この取り扱いを周知するようお願いします。

平成17年3月4日

自動車交通局技術安全部技術企画課	佐竹(内線 42-202)
自動車交通局技術安全部審査課	平井(内線 42-302)
鉄道局施設課	中村(内線 40-802)

軌陸車(鉄道保線用自動車)に関する車両総重量超過について

今般、西日本旅客鉄道(株)(以下「JR西日本」という。)及び(株)小松製作所(以下「コマツ」という。)等の車両メーカーから、鉄道保線用自動車に関する車両総重量超過の問題に関する情報を入手しました。

現在、国土交通省では、事実関係を明確にするため関係者からの聴取を進めているところでありますが、入手した情報を見ると、本件は道路運送車両法に違反し、自動車の安全確保の問題、運転免許の問題等の諸制度に抵触する重大な問題であります。

国土交通省では、今後、各車両メーカー、各鉄道事業者において、同様の問題が生じていないか調査を進めるとともに、関係機関と連携し、厳正かつ適切に対処致します。

<概要>

鉄道保線用自動車は、通常の自動車に軌道走行装置及び高所作業台、クレーン、発電機等の作業機器を装備したものであるが、コマツは、JR西日本に納車する10台の鉄道保線用(トンネル検査用)自動車について、平成13年及び平成15年、新車検査に当たって一時的に一部の装置を装備しないことにより、車両総重量を実際に使用する状態(8トンを超える状態)より軽くして、8トン未満で自動車検査証を取得した。

コマツの他、三菱重工業(株)、(株)ヤナセ等においても、鉄道保線用自動車のJR西日本への納車に当たって、同様の車両総重量の過少申告により自動車検査証の取得が行われた。

<車両総重量超過による問題点>

(1) 安全確保

ベース車は車両総重量8トンを限度とした設計で製作されており、著しい重量超過は、車台の強度不足、ブレーキ能力不足等を招く危険性がある。

(2) 運転免許

車両総重量8トン以上の自動車を運転するためには大型免許が必要である。

事 務 連 絡

平成17年3月8日

各運輸局自動車技術安全部技術課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車交通局技術安全部技術企画課

検査班長

軌陸車（鉄道保線用自動車）等に関する車両総重量超過の実態調査について

平成17年3月8日付け国自技第238号の具体的な取扱いを下記のとおり定めたので、本通知の趣旨をご理解のうえ、自動車検査独立行政法人と連絡を密にし、対応方をお願いいたします。

なお、鉄道事業者に対しては、鉄道局施設課から別紙のとおり通知してありますので、参考までにお知らせします。

記

1. 鉄道事業者からの車両重量測定の申し込みは、事前に電話等により運輸支局整備課で受け付けることとし、測定日時、測定場所等について速やかに管内検査登録事務所及び検査法人と調整すること。

なお、別添のリストに記載されている車両で網掛けがなされているものについて重量測定申し込みがあった場合は、直ちに（申し込みのあった当日とする。）運輸局に通知するとともに、併せて次の事項を本省技術企画課あて報告すること。

○報告先：技術企画課 木内、星、平井（検査法人）

電話番号：03-5253-8117

FAX：03-5253-1639

E-mail：kiuchi-n55eu@mlit.go.jp

hoshi-a2iv@mlit.go.jp

hirai-n2xp@mlit.go.jp

○報告事項：測定場所（運輸支局又は検査登録事務所別）、鉄道事業者毎の登録番号及び測定日時

2. 本省への報告を要するものについては報告後、報告を要しないものについては検査法人等との調整が整い次第、鉄道事業者に測定日時、測定場所等を連絡すること。
3. 運輸支局等から検査法人への重量測定の依頼は、自動車検査票2（審査依頼書）に受付印を押印する等書面により行うこと。

4. 今回の重量測定は、自動車検査証の車両重量と実際の車両重量を比較し、不正な手段による受検の事実関係を把握するものであることから、重量を測定した車両については、測定時の架装状態を確実に記録しておく必要がある。

このため、検査法人に対して、新規検査時と同様、重量計により重量を測定して自動車検査票2に車両重量、車両総重量、許容限度等を記載し、併せて、転車台^{*}、作業用デッキ及びデッキ用ブーム、アウトリガー（前後）、補助エンジン、発電機、カウンターウェイト等の装置の有無についても記録するとともに、カメラ（デジタルカメラは不可。）により各装置の架装状況を左側方、右側方及び後方の三方から撮影するよう依頼すること。

※ 転車台とは、踏切等で車両を持ち上げ回転させて向きを変え、レールに載せるための装置で、車台のホイールベース間の下部に取り付けられている装置をいう。

5. 車両重量測定の結果、当該車両の重量が自動車検査証の重量より超過しているものについては、車両総重量、軸重及びタイヤの許容限度を確認するとともに、長さ、幅及び高さを測定し、許容限度を超える車両に対しては、次の例により整備命令（車両法第54条の2適用）を発出すること。

また、重量測定の際、外観検査を実施し、明らかに保安基準に違反する事項についても、整備を命ずること。

ただし、車両重量の増加が50kg以内であって、当該重量の増加が新たな装置を取り付けたものでないと認められるものについては、自動車検査証記載の重量と相違ないものとして差し支えない。

なお、許容限度は超えていないものの、自動車検査証記載の重量等と測定した重量等が相違している場合には、自動車検査証記載事項の変更等必要な手続きを行うよう使用者を指導すること。

例：車両総重量に係る許容限度が超過している場合

記載方法：「車両総重量の許容限度超過」

6. 車両重量測定の結果、当該車両の重量が自動車検査証の重量より100kg以上超過している自動車であって、別添リストに記載のないものについては、直ちに（測定した当日とする。）運輸局に通知するとともに、併せて次の事項を本省技術企画課あて報告すること。

○報告先：技術企画課 木内、星、平井（検査法人）

電話番号：03-5253-8117

FAX：03-5253-1639

E-mail：kiuchi-n55eu@mlit.go.jp

hoshi-a2iv@mlit.go.jp

hirai-n2xp@mlit.go.jp

○報告事項：測定場所（運輸支局又は検査登録事務所別）、登録番号、使用者名、自動車検査証の車両重量、測定した車両重量及び測定日時

7. 車両重量測定申し込み者（鉄道事業者）に対しては、申し込み時に提示された書面に測定後の車両重量及び車両総重量を記載することにより通知すること。

8. 自動車検査票2、カメラによる記録、整備命令書の写し等の記録は、別途、報告を求めるまで運輸局において鉄道事業者別に車両毎に整理して、確実に保管しておくこと。

9. 整備命令に基づき当該車両を保安基準適合状態に改善するなどした車両について整備確認を行う場合には、上記3.及び4.の取扱いに準じて、提示された車両の重量測定、転車台等の装置の有無、取り外された装置又は軽量化のための具体的方策の概要を確認して自動車検査票2に記録するとともに、確認時の車両の状態の3方向からの写真撮影（デジタルカメラによる撮影で可）を行うよう、検査法人に依頼すること。

また、転車台等の装置を取り外して改善した車両については、今後とも当該装置を取り外した状態で使用することを使用者からの文書により確認すること。

別 紙

事 務 連 絡

平成17年3月8日

各地方運輸局鉄道部技術（第一・二）課長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

国土交通省鉄道局施設課課長補佐

鉄道保線用自動車等に関する車両総重量の超過について

標記については、平成17年3月3日付け国鉄施第95号により通達したところですが、調査対象車両及び実施方法等については下記1～3のとおりとします。

なお、車両重量の測定は、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）において測定することとし、測定に当たっては、事前に運輸支局整備課へ対象車両の登録番号を申告し、測定実施の日時及び場所について運輸支局整備課の指示を仰ぐよう鉄軌道事業者に対し周知方お願いいたします。

また、運輸支局等に持ち込んだ結果、保安基準不適合が明らかとなった場合は、整備命令等の必要な措置がとられることがあり得ることを申し添えます。

記

1. 調査対象車両

鉄軌道事業者の保有する（自動車検査証の使用者が鉄軌道事業者であるもの）
鉄道保線用自動車等

- 1) 鉄道と道路を兼用で走行できる構造の自動車
- 2) 上記以外の自動車であって、鉄道施設の保守を目的に架装を施した特種用途自動車（いわゆる「8ナンバー」で、原型車が箱型（乗用車等のセダン型のもの）及びライトバンタイプの自動車を除く。）

2. 車両重量測定時の留意事項

- 1) 測定日毎に、別紙調査票に対象車両の登録番号等を事前に記入して、測定日当日に運輸支局等の窓口で提示して受付を受けること。
- 2) 車両重量にはスペア・タイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品等は含みませんので、車両重量を測定する際にはこれらを自動車から降ろすこと。
- 3) 重量測定時の燃料残容量等について、検査独法職員へ情報提供すること。

4) 測定後は、調査票に測定結果の記入を受けること。

3. 報告の方法

別紙調査票に保有する対象車両をとりまとめて、報告すること。

※参考資料

鉄道保線用自動車の車両総重量超過についての概要

[参考]

鉄道保線用自動車の車両総重量超過についての概要

- ・ JR西日本が平成13年及び15年に購入した軌陸式の在来線トンネル検査車10台が、いずれも自動車検査証に記載されている車両総重量を上回る重量であることが判明した。
- ・ これを踏まえ、JR西日本が自社の所有する小型軌陸両用車（36台）を調査した結果、新たに12台について重量超過しているおそれがあることが判明した。

これらの車両は、各メーカーが検査時（新規検査）に車両部品の一部を取り外すなどして実際の使用状況より車両重量を軽くして車両登録を受け、その後、発注された仕様の部品を取付け納車された可能性があることが判明した。

事 務 連 絡
平成17年3月9日

各運輸局自動車技術安全部技術課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車交通局技術安全部技術企画課
検査班長

軌陸車（鉄道保線用自動車）等に関する車両総重量超過の実態調査及び
継続検査の取扱いについて

平成17年3月8日付け国自技第238号により鉄道事業者が保有する軌陸車については、具体的な取扱いを指示したところですが、今般鉄道局において鉄道事業者以外が保有する軌陸車についても、鉄道事業者を通じて可能な限り鉄道事業者と同様の実態調査が実施されることになりましたので、それらの車両についても平成17年3月8日付け検査班長事務連絡に準じて3月10日より実施願います。

また、全ての軌陸車について、継続検査の申請があった場合には、下記により取り扱うこととしましたので、自動車検査独立行政法人と連絡を密にし、対応方願います。

記

1. 軌陸車に係る継続検査の申請があった場合には、すべての自動車について重量測定を実施し、自動車検査証と持ち込まれた自動車の状態が相違ないことを確認すること。
2. 重量測定を実施した結果、当該自動車の車両重量が自動車検査証の重量と相違がない自動車について、継続検査を実施すること。

この場合において、当該継続検査時の車両状態について記録（転車台、作業用デッキ及びデッキ用ブーム、アウトリガー（前後）、補助エンジン、発電機、カウンターウェイト等の装置の有無等）するとともに、カメラ（デジタルカメラは不可。）により各装置の架装状況を左側方、右側方及び後方の三方から撮影すること。

また、重量が自動車検査証の車両重量と相違する自動車にあっては、許容重量の確認等3月8日付け事務連絡に準じて処理するとともに、装置を取り外して再受検するものについては、使用者からそのままの状態を使用することを文書により確認すること。なお、この場合において、当該使用者からの文書の提出があるまでの間は、検査法人において審査を保留とし、当該文書の提出を受けてから合格処理するものとする。

鉄道保線用車両等の車両総重量に係る調査票 《記載例》

〇〇鉄道(株)

整理番号	区・系統	配置部署	架装メーカー	軌陸車・その他 の別	登録番号	車両導入 年月	車両総重量(kg)	測定総重量(kg)	超過重量(kg)	許容総重量(kg)
1	施設 (保線)	〇〇保線区	〇〇自動車	軌陸車	品川800さ1234	H12. 7	7,895	8,900	1,005	8,000
2		〇〇部	〇〇製作所	軌陸車	品川800さ1235	H12. 8	7,755	8,500	745	8,000
3			〇〇車両	その他	品川800さ1236	H12. 9	6,780	6,795	15	7,100
4									0	
5									0	
6									0	
7	施設 (土木)	〇〇センター							0	
8		〇〇施設区							0	
9									0	
10									0	
11									0	
12									0	
13	電気	〇〇電気区	〇〇自動車						0	
14									0	
15									0	
16									0	
17									0	
18									0	
19									0	
20									0	

運輸支局等
の受付印

- 注) 1. 「車両総重量」は自動車検査証に記載されている重量とする。
 2. 「測定総重量」は測定した車両重量に乗車定員×55及び最大積載量を加えた重量とする。
 3. 「許容総重量」は自動車メーカーの資料に基づく重量とする。

平成17年 月 日

お 知 ら せ

軌陸車（鉄道保線用自動車）の車両総重量超過車両に係る継続検査時（指定整備工場扱い）の取り扱いについて

今般、西日本旅客鉄道(株)及び(株)小松製作所等の車両メーカーから、鉄道保線用自動車に関する車両重量超過に関する情報があり、関係機関において調査が進められています。

このため、平成17年3月8日より各運輸支局等においては、鉄道事業者及び同事業者から保線等に係る業務委託を受けたもの（以下「鉄道事業者等」という。）が使用している鉄道保線用自動車の実態調査を実施しており、鉄道事業者等より車両重量測定の申し出があった場合には車両重量の測定等を行っているところです。なお、鉄道保線用自動車の重量測定については、鉄道事業者等の使用者からの申し込みにより、最寄りの運輸支局等において行うことができることとなっております。

また、平成17年3月10日からは、鉄道保線用自動車に係る継続検査（持ち込み）申請があった場合には、すべての自動車について重量測定等を実施し、自動車検査証記載の車両重量と持ち込まれた自動車の状態に相違がないことを確認することとしています。

つきましては、各指定整備工場ににおいても、当分の間、鉄道保線用自動車等に係る継続検査の依頼があった場合には、自動車検査証の車両重量と現車の車両重量が相違している可能性があることから、運輸支局等において車両重量等の確認を受けたものであることを確認したうえで指定整備の取り扱いを行うようお願いいたします。

問い合わせ先：

国土交通省 運輸局 運輸支局
自動車検査登録事務所 課

軌陸車(鉄道保線用自動車)の例

